

久留米大学医学部看護学科同窓会会則

第1章 総則

第1条 この会は昭和3年4月28日に設立し、久留米大学医学部看護学科同窓会（以下「本会」という）と称する。本部を久留米大学内（所在地：〒830-0003 福岡県久留米市東櫛原町新替 779）に置き、各地に支部を設けることができる。

第2章 目的と事業

第2条 本会は、会員相互の親睦、連携および福利厚生を図ることを目的とし、久留米大学医学部看護学科および久留米大学の発展に寄与するものとする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、必要な事業を行う。

第3章 会員

第4条 本会は、次の各号に該当するものをもって組織する。

- (1) 正会員 久留米大学医学部看護学科（久留米大学医学部看護学科の前身を含む）を卒業した者。
- (2) 特別会員 正会員以外で本会の発展に寄与した者で幹事会で推薦し代議員会の承認を得た者。
- (3) 準会員
 - (イ) 久留米大学医学部看護学科に在学中の者。
 - (ロ) 久留米大学医学部看護学科（その前身を含む）に関係した者で、入会を希望し幹事会で推薦し代議員会の承認を得た者。

第4章 役員

第5条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 若干名（庶務担当、会計担当含む）
- (4) 会計監事 2名

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長の職務を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位に従い、会長の職務を代行する。
- (3) 幹事は、会長・副会長と協力して本会の業務を執行する。
- (4) 会長は、幹事のうちから庶務担当および会計担当をそれぞれ原則として2名選任する。
- (5) 会計監事は、本会の会計を監査し、その結果を総会に報告するほか、幹事会に出席して意見を述べるることができる。

第7条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

- 2 役員は、代議員会において代議員の中から選出する。
- 3 欠員の補充によって就任する役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、任期終了後も後任者が決定するまで、その業務を行う。

第5章 代議員

第8条 本会に代議員を置く。

- 2 代議員の選出方法については、別に定める。

第6章 名誉顧問・顧問

第9条 本会に名誉顧問・顧問を置くことができる。

2 会長は、幹事会に諮り代議員会の承認を受けた者を名誉顧問・顧問として委嘱することができる。

第7章 会議

第10条 会議は、総会、代議員会および幹事会とし、会長がこれを召集する。

2 会長が必要と認めた時は、本会に委員会を設け、委員長がこれを召集する。

3 会長が必要と認めた時は、支部長会議を開催することができる。

第8章 総会

第11条 総会は次の事項を審議し、議決する。

- (1) 会則の制定および変更
- (2) 予算および決算
- (3) 事業計画
- (4) 役員任免
- (5) 本会の財産の運用および処分
- (6) その他必要な事項

第12条 定期総会は、原則として毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めた時は、臨時に総会を召集することができる。

2 定期総会については、開催の20日前までに告示しなければならない。

3 代議員の3分の2以上の署名により開催の要求があった時は、会長は開催の15日前までに告示し、30日以内に臨時に総会を招集しなければならない。

第13条 総会は出席人員により成立し、議事は、出席者の過半数により決する。

第9章 代議員会

第14条 代議員会は、代議員をもって構成し、年2回を定例とする。

2 代議員会の開催は、開催の15日前までに通知しなければならない。ただし緊急の場合はこの限りではない。

3 代議員会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。ただし、開催日より15日前に通知を行った場合は出席人員によって成立する。

4 議事は、出席者の過半数により決する。

5 代議員会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 役員選出
- (3) 会則に基づく規定の改廃
- (4) その他必要な事項

6 会長は、代議員の3分の1以上の署名により開催の要求があったときは、30日以内に、代議員会を開催しなければならない。

第10章 議長および副議長

第15条 本会に議長1名および副議長1名を置く。議長は、総会および代議員会を運営し、副議長は議長を補佐する。

2 議長および副議長の任期および選出方法は、役員に準じる。

3 議長および副議長は、幹事会に出席し、意見を述べることができる。

第11章 幹事会

第16条 幹事会は、役員をもって構成し、年4回を定例とする。

2 幹事会の議長は、会長または会長が任命したものとする。

3 幹事会は、構成人員の過半数の出席により成立し、議事は出席者の過半数により決し、可否同数のときは会長が決する。

4 幹事会の開催は、開催の15日前までに通知しなければならない。ただし緊急の場合はこの限りではない。

第12章 事務局

第17条 本会に事務局を置くことができる。

第13章 支部

第18条 支部を設置する場合は、幹事会の承認を得なければならない。

2 支部の名称は、原則としてその所在地を用いるものとする。

3 支部は、近隣支部を総括して連合支部を設けることができる。

第14章 久留米大学同窓会との関係

第19条 本会は、他の学部、学科の同窓会と連携して、久留米大学同窓会を構成する。

2 本会は、久留米大学同窓会との関係で、組織、会計および運営上の必要な措置を講ずるものとする。

第15章 会計

第20条 本会の経費は、入会金、会費、寄付金およびその他の収入をもって充てる。

2 入会金および会費は、総会において定める。

第21条 本会は、収入の一部を基本金または積立金として積み立てることができる。

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第16章 賞罰

第23条 本会の円滑な発展を期するため、幹事会および代議員会の議決に基づき賞罰を行うことができる。

2 賞罰の基準は、別に定める。

第17章 施行規則

第24条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、代議員会の議を経て幹事会において定める。

附 則

この会則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年7月20日から施行する。